

○東チモール選挙監視国際平和協力 業務実施計画

(平成14年3月29日)
閣議決定

東チモール選挙監視国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、東チモールにおける国際的な選挙監視活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、東チモール選挙監視国際平和協力業務実施計画を定める。

（別紙）

東チモール選挙監視国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東チモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東チモール人の民意を東チモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が

拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は、決議第1272号を採択し、国際連合東チモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東チモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられ、現在に至るまで、東チモールの独立に向けた活動を行ってきている。

昨年8月30日には、UNTAETにより憲法制定議会議員選挙が公正かつ円滑に実施され、88名の議員が選出された。

東チモールの独立に向けたプロセスの一環として、本年4月14日にUNTAETにより大統領選挙の実施が予定されている。大統領の選出を経て、本年5月20日、東チモールは独立し、同日憲法が発効する予定であるところ、本件選挙に係る選挙監視団の派遣について、国際連合から我が国に対し招請があり、我が国としても、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この招請に応分の協力を行うこととする。このため、東チモール選挙監視国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意については、東チモールにおいて国際連合安全保障理事会決議に基づき

同地の統治に関する全般的な責任及び権能を付与されているUN T A E Tの同意があり、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての同意もUN T A E Tから得られている。

2 東チモール選挙監視国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

東チモールとする。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成14年4月3日から同月25日までの間

(4) 東チモール選挙監視国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 8名

(イ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、このうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

東チモール選挙監視国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東チモール選挙監視国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌業務に支障を生じない限度において、当該職員を東チモール選挙監視国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、東チモール選挙監視国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長からその所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。